

名古屋市告示第517号

名古屋市青少年交流プラザ（分館）の臨時開館について

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年名古屋市規則第85号）第2条第2項の規定により、次のとおり休館日に臨時に開館します。

令和7年10月16日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 臨時に開館する施設

名古屋市青少年交流プラザ（分館）

2 臨時に開館する日

令和7年11月25日（火）

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課